

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量・回収量等に関する報告書の記入要領

様式第3 (第52条関係)

(令和7年度)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量・回収量等に関する報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事 殿

記載されている内容と相違がある場合は、修正して、変更届(法人:履歴事項全部証明書、個人:住民票を添付)とともに提出してください。

(郵便番号) 000-0000
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇-〇
氏名 (法人にあっては、名称及び代表氏名)
(株) 〇〇〇〇設備
代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 00-0000-0000
登録番号 1310〇〇〇〇

押印は不要です。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

充填・回収量がなかった場合も報告が必要です。

【記入に当たっての注意点】

- 1 報告する数値は小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位までを記載すること。
- 2 別紙1は、年度における回収量及び充填量について報告することとし、原則として、以下の数式となるようにすること。

なお、再生業許可を申請しようとする者にフロン類を引き渡した場合は、第49条第1号に規定する者に引き渡した量に含めること。

CFC	②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧
HCFC	⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯
HFC	⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔

【担当者】

記載内容について問合せすることがありますので、御記入ください。

所属	(株) 〇〇〇〇設備 フロン担当		
氏名	〇〇 〇〇	電話番号	000-0000-0000

日中連絡のつく番号を御記入ください。

(代理人記入欄)
氏名
住所
行政書士登録番号

印
行政書士の方が申請する場合は、記名して職印を押してください。

CFC (R11、R12、R113等)						
	(1)エアコンデション		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	4 台	10 台	0 台	0 台	4 台	10 台
①充填した量	12.54 kg	35.21 kg	0 kg	0 kg	12.54 kg	35.21 kg
	(1)エアコンデション		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	10 台	3 台	0 台	0 台	10 台	3 台
②回収した量	30.00 kg	10.24 kg	0 kg	0 kg	30.00 kg	10.24 kg
③年度当初に保管していた量 (令和6年度末の残量)					0 kg	2.00 kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0 kg	0 kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					30.00 kg	10.00 kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0 kg	0 kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量 (旧7条業者)					0 kg	0 kg
⑧年度末に保管していた量					0 kg	2.24 kg

毎年、各処理量を記載していない例が多くみられます。数字は最後の枠まで御記入ください。

HCFC (R22等)						
法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1)エアコンデション		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
		台		台		台
	0		0		0	

確認証明書を交付した台数のことです。

○ 令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで) に東京都内で回収したフロン類(道府県内で回収したものは、含めないでください。) と引き渡し量等について記入してください。

設置	設置以外	整備	廃棄等
機器を新規に設置した際の追加充填量とその台数 (機器に当初から封入されていた量は除く。)	機器の整備時の追加充填量とその台数 (機器から抜いて戻す量は含めない。)	機器の整備時の回収量とその台数 (機器から抜いて戻す量は含めない。)	機器の廃棄時の回収量とその台数

項目番号	項目名称	解説
③⑪⑱	年度当初に保管していた量	昨年度御報告いただいた、令和7年3月31日時点で貴社で保管していた量です。(都で入力済み)
④⑫⑳	第一種フロン類再生業者に引き渡した量	貴社が、 <u>直接</u> 、国の許可がある「 <u>第一種フロン類再生業者</u> 」に引き渡した量です。
⑤⑬㉑	フロン類破壊業者に引き渡した量	第一種フロン類充填回収業者 (貴業者) が、 <u>直接</u> 、国の許可がある「 <u>フロン類破壊業者</u> 」に引き渡した量です。
⑥⑭㉒	法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量	貴社自らが、回収したフロン類の現状の質を確認し、再生の用に供する設備の適正な方法で再生し、その後回収した第一種フロン類充填回収業者自らが、第一種特定製品へ冷媒として充填したフロン類の量です。充填した量として、①⑨⑰にも量を加えてください。
⑦⑮㉓	第49条第1号に規定する者に引き渡した量(旧7条業者)	認定を受けている「 <u>第一種フロン類引取業者</u> 」に引き渡した量です。
⑧⑯㉔	年度末に保管していた量	回収したフロン類のうち、令和8年3月31日時点で貴社で保管している量(来年度報告の年度当初に保管していた量)です。購入して保管している新品のフロン類の量は含めないでください。
	法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	フロン類が充填されていないことの確認を委託され、残存しないことが確認された台数 (確認証明書を交付した台数) です。フロン類の回収を委託されたが回収量がゼロであったものの台数は、回収した第一種特定製品の台数に含めてください。